

令和元年（ワ）第16146号 損害賠償請求事件

原告 （閲覧制限）

被告 学校法人順天堂

5

## 第1準備書面

2020（令和2）年5月15日

東京地方裁判所 民事第37部合A係 御中

10

原告ら代理人弁護士 倉重 都

ほか

第1 はじめに

1 被告の主張の概要

15 被告は、原告らが受験した各年度の医学部入試において、女子受験生について男子受験生よりも厳しい合格判定基準、補欠合格判定基準を定め、合格判定を実施していた事実自体は認めている（被告準備書面（1）第1の第4項 2頁）。

20 しかし、被告は、原告番号5及び6（不利益取扱いがなければ一次試験が合格であった者）について、入学試験における『公正かつ妥当な方法』の意味は一義的ではなく、法令や通知等においても具体的な内容が明確に示されていないこと、憲法14条等の規定は私人である被告に直接適用されないこと等から、同原告らについて具体的権利・利益として、「公正かつ妥当な方法」による入学者選抜を受ける権利（利益）を有するとは言えず、被侵害利益がないため、不法行為は成立しないと主張する（被告準備書面（2）第1の第1項（2） 2～3頁）。

25

また、被告は、原告番号5及び6を除く原告ら（そもそも不利益取扱いがなくても不合格となっていた者）については、アドミッションポリシーにおいて虚偽の事実の記載はなく、入学試験における「公正かつ妥当な入学者選抜」が一義的ではなく、「公正、公平な選抜を実施するように装っていた」ことも、募集において何らかの誤信を与える行為も存在しないこと、もともと不合格であった同原告らに対し何らかの措置を講ずべき法的義務はないことから、慰謝料、入学検定料、交通費いずれについても不法行為は成立しないと主張する（被告準備書面（2）第2 3～4頁）。

## 10 2 当方の主張の概要

大学入学者選抜における「公正かつ妥当な方法」は、憲法14条等の趣旨から、受験生が性別によって不利益に取り扱われない（差別されない）ことを当然その内容に含むものであり、この性別により差別されない権利、利益は法的保護に値する具体的権利、利益である。後述するとおり、被告は、実はこのことを十分理解している（後述 第2の第4項）。また、原告は学校選択の自由等、他の権利も侵害された。

被告は、合否判定において女子受験生について性別による不利益取扱いを行うことを、原告らの各受験年度の受験生募集の前に予め決定しておきながら、これを秘して、受験生を募集し、入学試験を実施し、合否判定において不利益取扱いをしたものである。

しかも、被告は、不利益取扱いを前提とした受験者募集から合否判定に至る受験手続を、遅くとも平成20（2008）年度から行ってきた。平成30（2018）年度に至るまで、長期、多数回にわたり行ってきたのである。

こうした本件の事情の下では、不利益取扱いによる合否判定の方針決定、それを秘した受験者募集、入学試験実施、採点、不利益取扱いによる合否

判定という一連の行為を全体として一つの不法行為と捉えるべきである  
(原告らの受験年度ごとに一つの不法行為が成立する)。

以下では、第2で被告には入学者選抜実施において憲法等の規定の趣旨  
を尊重する義務があること(憲法等の私人間効力, 入学者選抜における「公  
5 公正かつ妥当な方法」の意味), 第3で被告の不法行為の具体的内容(合否  
判定だけでなく, 募集行為をも含む一連の入学者選抜手続全体が不法行為  
となること), 第4で違法性の強さ, 第5で原告らの被侵害利益, 第6で  
損害, 因果関係について, 詳述する。

10 第2 被告が入学者選抜において憲法等の趣旨を尊重する義務があること  
(入学者選抜における「公正かつ妥当な方法」の意味, 憲法等の私人間効  
力)

#### 1 憲法等の私人間効力

15 私人間において社会的に許容しうる限度を超える人権侵害があった場  
合には, 民法90条や民法709条, 民法2条に憲法の趣旨を取り込んで  
解釈, 適用することによって, 私人間の法律関係, 行為の効力を規律する  
間接適用説が判例・通説の立場である(最高裁昭和48年12月12日大  
法廷判決民集27巻11号1536頁, 最高裁昭和56年3月24日第三  
小法廷判決民集35巻2号300頁, 最高裁平成18年3月17日第二小  
20 法廷判決民集60巻3号773頁参照, 芦部信喜(高橋補訂)「憲法(第  
7版)」(岩波書店)113頁, 長谷部恭男「憲法(第7版)」(新世社)1  
28頁等)。

私立大学は, その建学の精神や学風から, 入学者選抜における採点基準  
等においても, 当該私立大学に裁量は認められている。

25 しかし, 私立大学といえども, 高度に公の性質を有するものであり(教  
育基本法第6条第1項, 同第2項), 入学者の選抜に関しても, 憲法やこ

れを受けた公法上の諸規定の趣旨を尊重する義務がある。

入学者選抜において、私立大学が、憲法等の規定の趣旨に反し、社会的に許容しうる限度を超える人権侵害をした場合には、その行為は民法709条の不法行為に該当するのである（以上、甲8 東京地裁令和2年3月6日判決、最高裁昭和49年7月19日第三小法廷判決民集28巻5号790頁、東京地裁平成18年2月20日判決判タ1236号268頁、東京地方裁判所昭和56年12月10日判決判タ465号119頁、大阪高等裁判所平成2年3月9日判決判タ729号179頁等 参照）。

10 2 入学者選抜における「公正かつ妥当な方法」の意味

入学者選抜について、学校教育法の定める大学設置基準は、その入学試験を、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う旨を定めている（学校教育法3条、大学設置基準第2条の2）。

15 被告の挙げる文部科学省高等教育局長通知である実施要項（平成30年度。甲9。）も「各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受け入れに配慮する。」と定めている。

20 これらの定める入学者選抜の「公正かつ妥当な方法」は、入学者選抜のまさに本質的要素であるところ、その具体的態様がどうあるべきかは、上位規範である憲法、これを受けた教育基本法等その他の法令に照らして判断されなければならない。

25 憲法は、第13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」として個人の尊厳を、第14条1項は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、

信条，性別，社会的身分又は門地により，政治的，経済的又は社会的関係において，差別されない。」として性別により差別されない権利を，第26条1項は「すべて国民は，法律の定めるところにより，その能力に応じて，ひとしく教育を受ける権利を有する。」として教育を受ける権利を規定する。

教育基本法第4条1項は，「すべて国民は，ひとしく，その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない，人種，信条，性別，社会的身分，経済的地位又は門地によって，教育上差別されない。」として，教育における男女平等原則を規定する。

10 入学者選抜について定める大学設置基準，実施要項の意味も，当然これら憲法の規定，憲法の趣旨を受けた教育基本法の規定の趣旨に沿って解釈されるべきである。

15 そうすると，大学設置基準，実施要項にいう入学者選抜における「公正かつ妥当な方法」には，個人がその性別にかかわらず私立大学の入学者選抜において（合否判定を含めた）同一の試験<sup>1</sup>を受ける権利，すなわち性別を理由として差別されない権利を保障されるという意味が含まれていることは明らかである。

---

<sup>1</sup> 女子差別撤廃条約第10条は，次のように規定し，試験の実施や教育機会等については男女間の「平等（equal）」ではなく「同一（same）」の保障を求めている（下線は代理人において付した。）。

「第10条 締約国は，教育の分野において，女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として，特に，男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として，女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導，修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は，就学前教育，普通教育，技術教育，専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程，同一の試験，同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会」

3 被告が実施した入学者選抜は憲法等の趣旨に反すること

5 私立大学を運営する学校法人である被告は、入学者選抜に際して、女子受験生という「性別」のみに着目してその合格者数を抑制することを目的とし、女子受験生について、男子受験生よりも、一律に厳しい合否判定基準とする方法を用いたものである。

10 被告が女性を一律に不利益に取り扱う合否判定基準を用いたことは、その目的、方法ともに、前掲の憲法、教育基本法、学校教育法の趣旨に反するものであり、大学設置基準第2条の2、実施要項において求められる入学試験の「公正かつ妥当な方法」に反する著しく不公正、不正義なもので、社会的に到底許容することのできるものではない（甲8参照）。

被告の行為は女子受験生個人の性別により差別されない権利等を侵害し、不法行為となり違法である。

15 4 性差別の違法性に関する被告の認識

20 ところで、大学等がその教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、定期的（大学は7年以内）に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受ける制度がある（認証評価制度。甲10）。大学等は、認証評価機関に対し「学生の受け入れ」等、定められた項目について、同基準協会に報告し、評価を受ける。認証評価機関の一つが公益財団法人大学基準協会である（甲10）。

25 被告は、平成28（2016）年に同協会の大学評価を受けている。既に、入学者選抜において女子受験生に対する不利益取扱いを繰り返して9年度に達していた時期である。被告は、この大学評価を受ける際、同協会に「点検・評価報告書」という書面を提出した。その117頁において、被

告は、学生の受け入れ方針として、「順天堂大学は・・・出身校、国籍、  
性による差別なく優秀な人材を求め、活躍の機会を与える」と定めた上で  
「本学ではアドミッションポリシー、入学者選抜基本方針の趣旨に基づき、  
各学部、研究科において学生募集及び入学者選抜を行っている」と報告し  
5 ているのである（甲11 3頁）。不利益取扱いについては一切言及して  
いない。

今回、被告による女子受験生に対する不利益取扱いが明らかになった後、  
同協会により、被告に対して再調査が行われた（甲11。報告書は平成3  
1（2019）年8月30日付け）。その再調査では、被告の上記報告内容は  
10 事実と異なる記述であったと指摘された（甲11 3頁）。その結果、被  
告については「適合」の判定が取り消され、「不適合」の判定をされるに  
至った（甲12）。

被告が、この大学評価を受ける際、入学者選抜において自らが長年行っ  
ている不利益取扱いに一切言及せず、「性による差別なく、優秀な人材を  
15 求め」「・・・学生募集及び入学者選抜を行っている」と事実と異なる報  
告をしていたのは、不利益取扱いを明らかにすれば、当然「適合」の評価  
が得られないことが分かっていたためである。

被告は入学試験における「公正かつ妥当な方法」の意味内容は明確でな  
いと主張する。しかし、こうした被告の行動の事実経過をみれば、被告が、  
20 入学者選抜基準の「公正かつ妥当な方法」の意味、そして、アドミッシ  
ョンポリシーの前提として、「性別によって一律に不利益取扱いをしてはい  
けない」という内容が当然に含まれていることを、重々分かっていたとみ  
るべきである。

被告は、本件の不利益取扱いによる合否判定基準を用いることが、憲法  
25 等の禁止する性差別にあたり不法行為法上違法であることを、十分に認識  
していたのである。

第3 被告の不法行為の具体的内容（合否判定だけでなく、募集行為をも含む一連の入学者選抜手続全体が不法行為となること）

1 入学者選抜手続は受験者募集行為をも含む一連の手続から構成される  
5 体制を構築して実施されるものであること

入学者選抜手続は、入学試験の実施と合否判定のみで成り立っているのではない。

学校教育法第3条等に基づく文部科学省令である大学設置基準は、「大学を設置するのに必要な最低の基準」（1条2項），であり、「大学は、この  
10 省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない」（同条3項）とされている。

大学設置基準第2条の2は、入学者の選抜は「公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行」われるべきものと規定している。

15 これらの規定からも明らかなように、入学者選抜手続とは、大学での教育を受けるに相応しい学生の選抜を目的として、公正かつ妥当な方法により適切な「体制」を整えて行われるものであり、「試験の実施」や「合否の判定」などの個別の手続きが単純に集合したものではない。

具体的には、大学（を運営する学校法人）は、各年度における入学者選  
20 抜の実施に先立ち、入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）をはじめとした全体的な計画を定め、それに基づき入学者選抜の実施体制を整える。入学者選抜の実施体制は、そのアドミッションポリシー等学生選抜の方針に沿った評価方法の決定、募集要項の公表、試験の実施、合否の判定、合格発表といった一連の手続きによって構成され、これに基づいて入  
25 学者選抜が実施されるのである（別紙図〔手続①～手続⑧〕）。



## 2 被告における不利益取扱いを含む入学者選抜体制の構築と実施

被告においては、遅くとも平成20（2008）年度の入学者選抜時点から平成30（2018）年度の入学者選抜に至るまで、女子受験生を不利益に取り扱う合否判定基準を策定し、これを例外なく、合否判定に用いてきた（甲451頁，甲113頁）。

この合否判定基準は、合否判定について審議する「一次合格者選考会議」「二次合格者選考会議」、教授会審議において、医学部長によって説明されていた。このため、各会議体の構成員はいずれも合否判定基準の内容を把握していた（甲41頁，15～21頁，43頁等）。

つまり、被告は、原告らが受験した各受験年度（平成23（2011）～平成30（2018）年度）において、毎年、組織的に、女子受験生を不利益に取り扱う合否判定基準を適用することを前提に、入学者選抜の方針の決定、募集要項の公表、試験の実施、合否の判定、合格発表といった一連の手続きを行う体制を整え、入学者選抜を行ってきたのである（合否判定基準の詳細は、平成29（2017）年度、平成30（2018）年度については訴状10～22頁に記載のとおりであり、平成25（2013）年度～平成28（2016）年度においても同様である（甲135頁）。

## 3 入学者選抜の体制全体が差別的意図、目的に貫かれて構築されたこと

このように、被告は、遅くとも平成20（2008）年度以降、平成30（2018）年度に至るまで、実に11か年度の入学者選抜において、「男子を女子よりも増やす」つまり、「公正、公平な試験を実施した場合よりも女子合格者数を抑制する」という、明確な女子受験生に対する差別的な意図、目的に基づいて、組織的に、その実現のための仕組みを備えた入学者選抜の実施体制を整え、入学者選抜を実施してきたのである。

被告に差別的意図、目的があったことは、第2の第4項で述べたとおり、

被告が、女性を不利益に取り扱う合否判定基準について、公正かつ妥当な方法といえず、違法な性差別であることを重々分かっていたことから明らかである。

5 敷衍すれば、被告は、女子受験生に不利益な合否判定基準を、入学者選抜の実施に先立って予め決定したうえで、受験生を募集し、試験を実施し、実際にその基準を厳密に適用して合否判定を行ってきた（甲13 5頁別紙図〔手続①～⑧〕）。

10 しかも、被告は、こうした差別的な入学者選抜を行っていることを外部に秘したまま、次年度の募集要項を作成して受験生の募集を行い、あたかも被告における入学者選抜は「公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行」っているかのように装ってきたのである。

その結果、長年に渡って、被告の女子受験生に対する差別的な入学者選抜体制は、非難を浴びることなく温存されてきた。

15 被告の入学者選抜方針の意思決定段階から合格者発表までの一連の手続き（別紙図〔手続①～⑧〕）、すなわち入学者選抜体制全体が、「女子合格者数の抑制」という違法な差別的意図・目的で貫かれて構築され、当該目的実現に向けられた手段として機能してきたと言わざるをえない。

4 「女子合格者数の抑制」という目的は、男女別の合格率の差として実現  
20 していること

25 実際、被告の構築した体制の下で行われた入学者選抜においては、女子合格者数の抑制という目的が達成されてきた。これは男女別合格率に現れている。例えば、現在判明している出願者数及び合格者数で計算すると、平成29（2017）年度一般入試A方式では、一次試験合格率（一次試験合格者数／出願者数）は、男性28.6%、女性23.6%である。一次試験合格者が二次試験に合格する二次試験合格率（二次試験合格者数／一次

試験合格者数)は男性27.3%,女性15.8%である。出願者数から最終合格率(二次試験合格者数/出願者数)をみると、男性7.8%,女性3.7%である。男性の最終合格率は女性の2倍以上である。

5 平成30(2018)年度一般入試A方式でも同様に計算すると、一次試験合格率は男性32.1%,女性19.4%,二次試験合格率は男性25.7%,女性は13.6%,最終合格率は男性8.2%,女性は2.6%である。男性の最終合格率は女性の3倍以上である(以上,甲1の13,甲4 42頁)。

10 これに対して、不利益取扱い発覚後の平成31(2019)年度一般入試A方式の最終合格率(二次試験合格者数/受験者数)は、男性8.9%,女性9.6%であった(甲14の1)。従前とは逆に、女性の最終合格率が男性の最終合格者率を上回る結果となった。

15 令和2(2020)年度一般入試A方式の最終合格率(二次試験合格者/受験者数)は、男性10.9%,女性10.1%であった(甲14の2)。男性の最終合格率が女性の最終合格率を上回るものの、その差は2倍、3倍などということにはならない。

20 この結果からみても、不利益取扱い発覚前の男女合格率の差が、まさに不利益取扱いの結果として生じていたことは明白である。被告の「女子合格者数の抑制」という目的は、合否判定において女子受験生に不利益取扱いをすることを前提として、入学者選抜体制を構築し、それを秘したまま入学者選抜を実施してきたことで、男女合格率における差として結実してきたのである。

5 被告の各年度の一連の入学者選抜手続が全体として違法な差別行為で  
25 あること

これまで述べてきたとおり、被告の入学者選抜においては、女性合格者

数を抑制する目的達成のため、女子受験生に対し、性別を理由に一律に不利益に取扱う合否判定基準が、組織的・継続的に用いられてきた。これは女子受験生に対する性別を理由とした差別にほかならない。

5 「女子に対する差別」の定義について、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、「女子差別撤廃条約」という。）第1条は次のように定めている。

「性にに基づく区別，排除又は制限であつて，政治的，経済的，社会的，文化的，市民的その他のいかなる分野においても，女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し，享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」（下線は代理人において付した。）

同条約の定義に則していえば，平成20（2008）年度から平成30（2018）年度にかけて，被告が構築してきた各入学者選抜体制は，女子が男子と同一の入学者選抜試験や教育を受ける権利及び基本的自由を享有し行使することを害する目的を有し，かつ，実際に同様の効果を有する，あからさまな女性差別を内包したシステムだったと言わなければならない。

被告が構築した入学者選抜体制に基づいて実施した，女子受験生を不利益に取り扱う合否判定基準を秘した募集要項の公表，試験の実施，採点，  
20 同合否判定基準を用いた合否の判定等といった一連の手続き（別紙図〔手続③～⑧〕）が，各々「女子合格者数の抑制」という差別的な目的を実現するための不可欠な要素として有機的に機能し，当該目的が達成されてきたのである。

こうした本件における事実関係の下では，単に合否判定のみを取り出して，その部分のみを不法行為とするのは，本件の実態，本質を正しく反映しない見方である。したがって，平成23（2011）年度から平成30（2018）

年度まで各年度の「一連の入学者選抜手続の全体」(別紙図〔手続①～⑧〕)が、本件原告ら女子受験生に対する一個の違法な差別行為(不法行為)になると解すべきである(以下、被告の各年度における入学者選抜手続全体を「本件入学者選抜行為」という。)

5

6 被告の入学者選抜は被告と受験生との関係から見ても募集行為の段階も含めて違法となること

10 被告の入学者選抜体制及びこれに基づく選抜手続を、被告と受験生の関係から見ると、入学者選抜手続は、被告が募集要項を定めて受験者を募集し、これに応じた受験者が出願書類の提出とともに入学検定料を納付し、被告が受験資格の有無等を審査の上受験票を送付し、入学試験実施日に受験者が試験を受験し、被告において採点、合否判定を行うことを内容とする契約関係といえる。この契約関係は、被告による募集と受験者による出願によって成立する。

15 そして、被告の入学者選抜について、当然「公正かつ妥当な方法」で実施すること、すなわち、合否判定において性別による不利益取扱いをしないことが当然内容となっていることは、第2で述べたとおりである。そうすると、受験者募集においても、合否判定において性別による不利益取扱いなどされないことが前提になるのは当然のことである。

20 受験生は、当然、入学者選抜が公正かつ妥当な方法で行われること、すなわち、合否判定において自らが女性という性別によって一律に不利益に取り扱われることなどない、ということを当然の前提として、被告の募集に応じ、入学検定料を支払って出願するのである(甲8参照)。

25 こうした被告と受験生の関係からみると、被告は、受験者募集の段階で、予め、女子受験生を一律に不利益に取扱う合否判定基準を用いることを決めておきながら、これを意図的に秘して、受験者を募集した。この募集に

応じて、受験者一原告らは、被告の入学者選抜に出願し、入学検定料を支払ったのである。

この時点で、原告らには、公正かつ妥当な方法で行われる入学試験を前提とした入学検定料を支払い、また、他の医学部を受験する機会を喪失させられたという損害が発生しているのである（被侵害利益、損害、因果関係については後述第5、第6のとおり）。

したがって、被告と受験生の関係という観点からも、被告の入学者選抜は、不利益取扱いによる合否判定段階で初めて不法行為となったのではなく、募集行為も含めた一連の入学者選抜手続全体が違法であったというべきなのである。

#### 第4 本件入学者選抜行為の違法性が著しく強いこと

##### 1 本件の事実関係からみた違法性

本件入学者選抜において、被告は、女性受験者を一律に不利益に取扱う合否判定基準を用いることを予め決定しておきながら、これを秘して、受験者を募集し、入学検定料を納付させて受験させた上、同合否判定基準を用いて合否判定を行ってきた。この不利益取扱いは、一律の性差別であり、第2で述べたとおり、憲法13条、同14条、同26条1項が定めた極めて重要な人権を侵害し、これらの規定を受けた教育基本法4条1項、学校教育法3条、大学設置基準2条の2に反するものである。さらには、女子差別撤廃条約10条にも反する。それが11か年度の長期、多数回にわたっていること、組織的であること、違法性の認識が十分にありながら行われたこと等から、本件入学者選抜行為の違法性は著しく強いと評価すべきである。

##### 2 私立大学の役割からみた違法性

男女共同参画社会基本法は、私立大学を含めすべての国民が学校等における男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるべき責務を定め（第10条）、同法第3条は、男女共同参画社会の形成の根幹的価値として「男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること」を掲げる。

このように、私立大学は、教育機関として男女共同参画社会の形成に寄与すべき社会的責務を負っているところ、被告が入学者選抜に際して、女子合格者数の抑制を意図し、不利益取扱いによる合否判定を秘した募集を含む一連の手続を通じて実際にその効果を持つ選抜試験を実施すること（本件入学者選抜行為）は、この責務を蔑ろにし、男女共同参画社会の形成を阻害するものであって、断じて許されるものではない。男女共同参画社会基本法が定める教育機関としての社会的責務に明白に違反するものであるから、その意味でも違法性は著しく強く、強い非難に値するといふべきである。

## 第5 被告の行為により侵害された原告らの権利・利益

以上述べてきたとおり、本件入学者選抜行為（別紙図〔手続①～⑧〕）は、全体として一個の不法行為と評価されるどころ、以下では、順次各手続が進められるなかで、受験生募集手続とそれに対する出願（同手続③、④）ならびに採点手続及び合否判定の段階（同手続⑤～⑧）において原告らの具体的権利が侵害された過程、そして具体的権利の内容を述べる。

### 1 被告の違法行為と原告ら女子受験生の接点としての募集手続等

被告は、予め「女子合格者数を抑制する。」という目的と、その実現のため不利益取扱いによる合否判定を含めた一連の入学者選抜体制について意思決定した時点（同手続①）で、違法な入学者選抜体制の構築に組織

として着手したというべきであり、その体制に基づいて実施される各手続きは、当該目的達成に向けた不可欠な要素として位置づけられる。

5 なお、被告の上記意思決定の時点（同手続①）では、確かに被告内部の決定にとどまり、具体的な受験生の権利侵害は生じていないものの、被告による入学者の募集要項の公表（同手続③）により、違法な入学者選抜手続と社会との接点が生じた。

第3の第6項でも述べたが、この募集に応じて女子受験生が出願し、入学検定料を支払った段階から、順次、女子受験生の具体的権利が侵害されるに至った（同手続④ないし⑧）。

10 換言すれば、女子受験生を差別的に扱い、女子合格者を抑制するという目的を含む本件入学者選抜体制について、被告が意思決定をした段階（同手続①）で、既に、女子受験生に対する権利侵害の高度の蓋然性が生じていたところ、手続きが進行し、実際に女子受験生が募集に応じて出願し、入学検定料を支払い、試験を受けるに至る過程（同手続④ないし⑧）で、  
15 その権利侵害が現実化したものといえる。

## 2 募集手続が欺罔行為にあたること

被告は、平成20（2008）年度から平成30（2018）年度の入学者選抜に至るまで、入学者選抜体制が内包している差別的目的や不利益取扱い  
20 による合否判定基準の存在を秘したまま、あたかも「公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行」われるかのように装い、入学希望者を募集してきた（同手続③）。以下、「本件募集手続」という）。

本件募集手続は、事前に定められた女子受験生に対する差別意図と合否判定方法を秘してなされた女子受験生に対する欺罔行為であり、それによ  
25 り、原告ら女子受験生は諸権利、利益を侵害された。

仮に、原告らが、被告の差別的意図や不利益取扱いの存在を事前を知っ



ていたならば、第6で述べるとおり、被告を受験しなかったことは明らかである。

ところが、被告の欺罔的な本件募集手続により、原告らは、被告の入学者選抜が受験生の性別にかかわらず当然「公正、公平な」扱いをする体制を整えているものと誤信し、多数の大学の中から被告の運営する順天堂大学医学部を選択し、受験の申込みを行い、入学検定料を支払い、被告の入学者選抜試験を受けるに至った。

なお、被告は、女子合格者数を抑制する目的を持った入学者選抜体制を構築し、入学者選抜を実施するに際して、当該目的を正面に掲げた入学者選抜の実施が法的に許されないことを十分認識していたことは前述第2の第4項のとおりである。

さらにいうと、被告は、大学として大学基準協会による「適合」の評価を維持しつつ、不利益取扱いによる合否判定基準が明るみにならないように、男女共学であることを前提として、少なくとも外見上は「公正」、「公平」かつ「適法」にみえる入学者選抜試験を実施する必要があった。そのためには、女子受験生を差別することを秘して、入学希望者を募集し、一定数の女子の受験生や合格者を出すことが必要不可欠だった。

だからこそ、被告は女子受験生に対する欺罔的な募集行為に及んだのである。

このようにして、被告の欺罔的な募集行為に応じて被告の入学者選抜試験を受験した女子受験生は全て、被告における女子差別的な試験の実施を可能にするための「重要な構成要素」として組み込まれることとなったといえる。

### 3 大学選択に関する自己決定権の侵害、他大学を受験する機会の喪失

第6のとおり、原告らは、被告の差別的意図、目的や不利益取扱いの存

在を知っていたならば、本来受けるはずのなかった被告の入学者選抜試験を受験させられたものであり、それによって、大学選択に関する自己決定権（憲法第13条）を侵害された。

さらに、限られた時間と資源を、被告を受験するために費やすこととなり、他大学の入学者選抜試験を受験する機会を喪失させられた（最高裁判平成21年12月10日第一小法廷判決民集63巻10号2463頁、大阪高等裁判所平成16年10月14日判決判時1890号54頁参照）。

#### 4 教育上の平等権及び人格権侵害

原告らは、被告の受験生募集に応じて出願し、被告の入学者選抜試験を受験することで、自らの意に反して、教育上差別されない権利や人格権をも侵害された。

本件入学者選抜行為は、性別のみを理由として女子受験生を男子受験生より劣位に置くという発想に基づいており、「女子合格者数を抑制することそのものを目的とした差別のシステムである。

かかる一連の本件入学者選抜手続は、目的と効果の両面において、女子受験生に保障されている男性と同一の入学者選抜を受ける権利（憲法第14条第1項、同第26条第1項、教育基本法第4条第1項、女子差別撤廃条約10条）を侵害するものである。

また、女子受験生の存在そのものを性別のみを理由にして男性より劣位に扱うことで、個人の尊厳や人格の根幹部分（憲法第13条）を否定するものであって、その違法性は著しい。

原告らは、被告の募集に応じた時点で（同手続④）、意に反してかかる被告の女子受験生差別的な入学者選抜体制に組み込まれることとなり、上記の男性と同一の入学者選抜を受ける権利、女性差別的な意図によって設計された入学者選抜試験を受けさせられない権利、及び女性としての人格

権を侵害された。

さらに原告5及び6について言えば、本来一次試験を合格していたはずであるのに、性別による不利益取扱いによる合否判定基準により、不当に不合格と判定された者である。同採点結果に基づき不当に不合格と判定されたことにより（同手続⑤）、性別のみを理由として、被告に入学する地位につながりうる二次試験に進めず、この点において、他の原告らと比較して、男性と同一の試験や同一の教育を受ける権利、女性としての人格権（憲法第14条第1項，同第13条，同第26条第1項，教育基本法第4条第1項，女子差別撤廃条約10条）のより一層の侵害を受けた。

10

## 第6 損害と因果関係

### 1 原告ら（原告5及び6も含む）の被った損害と因果関係

#### （1）入学検定料，交通費について

第3で述べたとおり，被告の不利益取扱いによる合否判定基準を秘した募集要項の公表，試験の実施，同合否判定基準を用いた合否の判定等を含めた各年度の本件入学者選抜手続全体が一個の違法な不法行為である。

入学検定料，交通費等は，受験に要する費用である。これらの支出を本件入学者選抜手続と相当因果関係のある損害というためには，原告らが，被告の不利益取扱いについて，事前に知っていれば，被告の入学者選抜に出願しなかったという関係が必要である。

20

#### ア 合格判定基準の持つ意味

大学入試の出願者は当然，入学試験に合格し，当該大学に入学する資格を得ることを最大の目的とするものである。また，受験機会は年度ごとに限定され当該年度における合否は，出願者にとって，大学への進学時期にとどまらず，大学卒業後の将来設計全般に影響を及ぼす事項である。その

25

ため、合格判定において、女子受験生について性別を理由として一律に、男子受験生よりも厳しい合格判定基準があることが事前に分かれば、女子受験生にとって合格可能性が低くなる当該大学に出願しないという行動に出ることは極めて自然なことである。

5 特に、医学部の入学者選抜（入試）は、医師としての国家資格取得及び職業選択に直結することから、きわめて熾烈な競争が存在し（私立大学医学部の合格率はそれぞれ、6.9倍から89.2倍であり（甲15））、被告の倍率も平成29年度一般入試A方式では16.4倍と、平成30年度一般入試A方式では16.25倍ときわめて高くなっている（甲1の13、  
10 甲4 42頁表から合格者数／出願者数により計算）。それゆえ、合否を左右する合格判定基準は出願に当たって極めて重要な事項となる。

こうした観点から、各原告らが、本件入学者選抜における不利益取扱いについて事前に分かれば、被告の入試に出願しなかったという関係があることは明らかである（以上、甲8参照）。

15

#### イ 入学者選抜での性差別的取り扱いに対する受験生の反応

被告が、女子合格者数を抑制する目的をもち、入学者選抜において女子受験生を「女性であること」という属性をもって差別することが明らかになっていけば、女子受験生が、そもそもそうした性別を理由として不利益  
20 に扱う被告の入学者選抜を受けないのは当然であり、自ら進んで、差別の対象となる道を選択する受験生はいない。

また、そうした入学者選抜を行っているという事実からは、入学後においても、進級や研究、就職等の様々な場面において、性差別に基づく不利益を受ける可能性があることが予測されるといえ、女子受験生においては、  
25 あえてそのような不利益を受ける可能性に目をつぶってまで被告を受験するという選択肢を取ることは想定し難い。

5 実際、被告が、不利益取扱いを含む不公正な入学者選抜を行っていることが判明した後の、平成31（2019）年度一般入試A方式における女子出願者数は790名であり（甲1の13，甲14の1），令和2（2020）年度一般入試A方式における女子出願者数は780名である（甲14の2）。いずれも、不正が判明する前の平成30（2018）年度における829名，平成29（2017）年度における880名を下回っている。被告は，平成31年（2019）年度入学試験では不利益取扱いを廃止すると表明したにもかかわらず（甲7 4頁），女性出願者数が減少したのである。

10 このような女子受験生の減少は，不公正，不公平な入学者選抜を秘しながら，長年にわたり実施し，女性を差別してきた被告など受験したくないという受験生心理が，大きく影響したものである。

つまり，平成31（2019）年度入学試験における女子の顕著な受験率減少は，被告が性差別的な不利益取扱いを行うことをあらかじめ知っていれば，女子受験生が受験しなかったことを裏付けるものである。

15 不正入試が発覚した被告以外の大学医学部あるいは医科大学についても，平成31（2019）年度入学試験における志願者数が大幅に減少したところがあり，例えば，朝日新聞EduA「最高は119.5倍！2019年度医学部最新志願状況分析」では，「不正入試で話題の東京医科大，聖マリアンナ医科大は激減」との小見出しがつけられ，本文中にも「東京女子医科大の志願者増について，「女子差別がない医学部を受けようと考えた女子受験生も多いと思います」と指摘する。」との記述がある（甲16）。

20 このような，今回の被告の不正入試発覚により，現実にかきた受験生の動向を見ても，不利益取扱いを事前に知っていれば，原告らが被告の入学者選抜に出願しなかったという関係があることが裏付けられるのである。

25 したがって，本件入学者選抜行為と，原告らの被った入学検定料，交通宿泊費等の実費の損害との間に相当因果関係が認められることは明らか

である。

## (2) 受験慰謝料について

### ア 医学部受験の実態

5 一般に、医学部の入学者選抜は、きわめて熾烈な競争が存在することは既に述べた。

10 私立大学医学部の出題形式は、大学によって出題科目が異なったり、出題内容の特色があり、たとえば、被告の入学試験では、適性試験や小論文など、過去の被告の出題形式等を研究し、特別な対策を必要とする科目も存在する（甲15）。

したがって、各大学の入学者選抜全般に向けた学力の向上のみならず、被告を受験する受験生は長時間かつ長期間を費やし、教材や予備校代などの経済的負担に耐えながら、被告の入学者選抜に焦点を合わせて試験勉強に取り組んで準備を行っているのである。

15 また、私立大学の場合、入学者選抜日程が集中しており、一人が受験できる大学数は限られている。

そのため、原告らは、相当程度早い時期に受験校を選択し、それに向けて特別な準備を行ってきた。被告の入学者選抜のために照準を合わせて原告らが投入した時間的経済的犠牲は極めて大きいというべきである。

20

### イ 被告の不利益取扱いを知った原告らが受けた精神的苦痛

原告らは、多くの犠牲を払い、熾烈な受験勉強を経たのちに、被告の実施した入学者選抜の募集に応じ、実際に受験した。

25 しかし、被告の入学者選抜は、そもそもその努力や能力とは全く無関係な、「女性であること」のみを理由として男子受験生より不利益に扱うことが、あらかじめ組織的に決められた差別的な選抜過程となっていた。

原告らは、被告の入学者選抜のかかる差別性や「不公正」「不公平」さを知らずに、被告の欺罔行為により意に反して同選抜手続に参加させられたことにより、第2、第5で述べたとおり、憲法で保障された平等権及び人格権等を侵害された。

5       そして、原告らは「女子受験生であること」のみを理由として劣った存在として扱われたことで、人格的尊厳を著しく傷つけられ、多大な屈辱感、精神的損害を負ったものである。

10       また、原告らにおいて、被告が女子受験生を差別する本件不利益取扱いを行っているを知っていたら、通常、被告の入学試験を受験せず、他の大学を受験していたといえる。

これはすなわち、被告の行為によって、他の大学を選択する機会を奪われたというべきである。

15       この点につき、裁判例では、大学の行為によって受験生がほかの大学推薦入学者選抜を受験するか否かを検討する機会を喪失したことについて、慰謝料が認められている（大阪高等裁判所平成16年10月14日判決判時1890号54頁参照）。

20       とりわけ、原告らは、被告が公平、公正な入学者選抜を実施しているものと信じ、被告の入学者選抜の出題形式や出題傾向等について、過去問や予備校等を通じて調査し、被告の入学者選抜に照準を合わせて、他大学の入学者選抜との調整を行い、被告を受験することに向けて努力してきた。

既に（1）で検討したとおり、原告らが、被告による不利益取扱いを知っていたならば、被告を受験しなかったのであるから、それに向けた努力も不要であり、むしろ、原告らのこれらの努力は、本来、他の大学受験に向けられたはずであった。

25       原告らは、被告の違法な本件入学者選抜行為により、被告の受験に照準を合わせて積み上げてきた自らの努力が全て裏切られたことに対し、絶望

し、強い憤りを覚えている。

このように、原告らは、将来を切り開くべく尽力してきた重大な場面で、被告による欺罔行為の結果、公正、公平な入学者選抜が実施されると誤信し、被告の入学者選抜に出願し、入学検定料を支払った上で、最初から不利な合否判定基準を適用される試験を受験させられたことで、平等権、人格権等が侵害され、また、他の大学を受験する機会を奪われたのである。これによって被った精神的苦痛は甚大であり、これを慰謝するための金額は200万円を下らない。この受験慰謝料は原告5及び6を含む全ての原告に認められるものである。

10

- 2 不合格慰謝料について（不利益取扱いによる合否判定の結果、不当に一次試験不合格の判定を受けたことによる損害）

原告5及び6は、不利益取扱いによる合否判定の結果、不利益取扱いがない場合よりも低い順位とされ、本来なら一次試験が合格であったのに、不合格と判定された。このような判定を受けたこと自体が極めて不当である。

15

大学受験の合否は、受験生の人生にとって、大学進学の時期や、卒業後の将来設計全般に影響を及ぼす極めて重要な事項であるのに、その合否について不当な判定をされたのである。同原告らは、本来は最終合格を得るための二次試験を受けられる資格があったのに、一次試験不合格とされ、二次試験を受験する資格を不当に奪われたという実害を受けたのである。その意味で、不利益取扱いによる合否の影響がなかった場合より、さらに大きな精神的苦痛を生じたと言える。

20

また、原告本人の心情を考えると、一次試験不合格になったこと自体の精神的衝撃に加え、長期間にわたり経済的、精神的に親身になって支えてくれた親族等、周囲の人に、不合格の事実を報告せねばならなかったこと

25



による精神的苦痛もあった。それが、本来であれば合格であったのに、性差別を受けたことによる不合格のせいであったという意味で精神的衝撃はさらに強いものである。

5 本来であれば一次試験が合格であったにもかかわらず、不利益取扱いの結果、不当に不合格とされた原告5及び6のこれらの精神的苦痛を慰謝するための金額は、(受験慰謝料とは別に)350万円を下らないものである。

4 以上から、本件入学者選抜手続という不法行為と入学検定料、交通費及び、受験慰謝料、不合格慰謝料の各損害との間に相当因果関係が認められる。被告は各原告らに生じた各損害を賠償すべきである。

10

#### 第7 求釈明

被告は、一部原告の受験の事実を否認している。

15 原告10について、平成23(2011)年度の受験の事実が否認されているが、原告10本人は受験をしている。

被告に対し、原告10について、受験料の振込記録等を確認の上、客観的資料を提出することを求める。

以上